

平成28年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成28年9月6日 午前10:00

○散 会 午後 3:31

○出席議員（19名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎
20番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	税 務 課 長 櫻 庭 輝 雄
市 民 課 長 門 間 正 博	クリーンセンター長 今 井 祐 一
長寿社会課長 仲 山 和 法	社会福祉課長 筒 井 弥 生
健康推進課長 嗟 峨 司 子	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹
都市建設課長 石 川 学	上下水道課長 児 玉 亮 悦
会計管理者兼会計課長 鑑 孝 子	教育総務課長 渋 谷 一 春
学校教育課長 高 桑 博 幸	幼児教育課長 宮 崎 久 春

文化スポーツ課長 櫻庭 仁

選挙管理委員会・  
監査委員事務局長

児玉 正生

代表監査委員 渡邊 晋二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 整

議会事務局次長

伊藤 国栄

平成28年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成28年9月6日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、常任委員長（視察研修報告））
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 7号 平成27年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 8号 平成27年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 報告第 9号 平成27年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について
- 日程第 8 議案第75号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第76号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第77号 平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 議案第78号 平成28年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について
- 日程第12 議案第79号 平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第13 議案第80号 平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第14 議案第81号 平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第15 認定第 1号 平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 6 認定第 2 号 平成 2 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 3 号 平成 2 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 4 号 平成 2 7 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 5 号 平成 2 7 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 6 号 平成 2 7 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 7 号 平成 2 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 8 号 平成 2 7 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 9 号 平成 2 7 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 0 号 平成 2 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 1 1 号 平成 2 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 1 2 号 平成 2 7 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 7 平成 2 7 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 2 8 発議第 2 号 潟上市議会予算決算特別委員会の設置に関する決議
- 日程第 2 9 同意第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 0 陳情第 8 号 中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。

傍聴者の皆様、朝早くからご苦労様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成28年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、18番菅原久和議員、19番鈴木斌次郎議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの23日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの23日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。11番戸田議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は8月26日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催しております。

9月2日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

昨年から議会改革推進会議で検討してきたものですが、本日、議員発議により設置する予定です。当局から大綱説明を受けた後に予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、9月13日に特別委員会を開催し、補足説明、質疑を行い、14日より各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日前に特別委員会を開催し、各分科会報告・質疑・討論・採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は、予算決算以外の議案については、各常任委員会報告・質疑・討論・採決の順に行い、予算決算議案については、特別委員会報告・討論・採決の順に行う予定となっております。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の取り扱いとなりますので、宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第7号から報告第9号については、本日の本会議にて報告、議案第75号及び議案第76号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第77号の水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、設置予定の予算決算特別委員会へ付託、議案第78号から議案第81号までの各会計の補正予算（案）は、同じく予算決算特別委員会へ付託、認定第1号から認定第12号までの各会計の決算認定については、同じく予算決算特別委員会へ付託、同意第4号については、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、通告者が3名となりましたので、9月9日の一日で終了し、9月12日は本会議を休会と致します。

抽選の結果、9月9日金曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に12番菅原理恵子議員、3番目に3番佐々木嘉一議員となりましたので、宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月14日水曜日の午前10時からの開会とします。

行政視察研修の報告について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、各常任委員長から議長あてに報告書が提出されております。

各常任委員長より、報告書に沿って、視察の概要について簡潔に報告をいただくことと致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 次に、各常任委員会の視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容については簡潔に、発言席にて報告願います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。13番中川総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中川光博） おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会行政視察研修報告を致します。

1. 研修年月日、平成28年7月13日、14日、15日でございます。
2. 視察研修先、京都府木津川市、兵庫県篠山市、京都府南丹市に研修に行きました。
3. 研修委員、藤原幸雄、戸田俊樹、児玉春雄、伊藤正吉、中川光博。
4. 随行には、議会事務局長の鈴木さんをお願いしております。
5. 研修の内容について報告致します。

京都府木津川市

市の概要ですが、木津川市は、京都府の南の端で奈良県との県境に位置し、人口は7万4,744人、一般会計予算規模は310億円となっております。

研修テーマ「公共交通網の整備について」でございます。

木津川市は、平成27年、昨年度、木津川市公共交通網形成計画を策定しております。計画の指標としては、コミュニティバスの年間利用者数30万人、なお、前年度は26万3,000人の利用でありました。もう一つは、利用者満足度3.30等を数値化しております。

この計画の目標の達成に向けて、市民、交通業者、行政、三者一体して様々な取り組みを、施策を打っています。

バス車両は、住民の視認性を高めるために大胆なラッピングの採用や、また、バス停

留所デザインも大きく見えるように改良を実施しております。

また、毎月「公共交通だより」を発行し、市民への情報提供等々、公共交通についての問い合わせを行っております。

また、利用機会の増大という観点から、一日フリー乗車券を導入などしております。

さらには、バス運行事業者の乗務員によるワークショップ等も開催され、各路線の抱える問題点や改善策等を話し合い、施策へフィードバックされております。

地域公共交通総合連携協議会は28名で構成されておりますが、市民代表9名が含まれ、公共交通の充実を図っております。こういう内容でした。

兵庫県篠山市

市の概要。篠山市は、兵庫県中東部に位置し、京都まで40km圏内にあり、人口は4万2,713人、一般会計予算規模は240億円となっております。

丹波篠山の黒豆、丹波篠山デカンショ節が有名です。

研修は「たんば田園交響ホールについて」研修をしてまいりました。

たんば田園交響ホールは、鉄筋コンクリート2階建（一部3階）、座席数が800席、総工費11億2,000万円、平成22年度大規模改修で、更に3億8,000万円の改修を行っております。

音楽ホール機能を重視した設計になっていますが、あらゆる用途に対応できる多目的ホールでございました。

利用状況は、平成27年度ですが、入館者数4万6,299人ということで、市の人口を上回る利用状況となっております。

また、ホールの利用率は94.3%となっております。

事業については、1つとしては、ホールの貸し出し、また、自主事業として年間10本から13本の自主公演、さらには、市民協働企画事業の3つに分かれておりました。

あらゆる多種多様な事業が展開されております。ここに書いてあるとおりでございます。

職員5名のほか、舞台ボランティアスタッフが85名、公演案内ボランティアスタッフが30名等で年間の運営を行っております。

交響ホール管理費は、事業費が3,000万円、歳入が1,100万円、一般財源が1,900万円となっております。

京都府南丹市



市の概要ということで、南丹市は、京都府のほぼ中央部に位置し、京都市に隣接し通勤圏内でもあります。人口は3万2,796人、一般会計予算規模は220億円であります。

美山地区は、かやぶきの里景観地区として有名です。

研修テーマは「今後の財政運営について」ということで研修をしてまいりました。

ここ南丹市の財政の特徴は、①ですけれども、京都府内14市を比較すると、220億円ということで14市中11位ですけれども、1人当たりの予算額は14市中1位ということで、14市平均が40万1,000円ほどですけれども、南丹市は67万1,800円と、かなり高くなっております。

また、款別の1人当たり予算額では、総務費、農業水産業費、消防費、公債費等が14市中1位となっております。

また、主な財政指標では、実質公債費比率は14市の平均が8.6%ですけれども、ここ南丹市は13.9%ということで14位、単年度でも上昇しております。

また、将来負担比率は、14市の平均が74.6%ですけれども、ここ南丹市は120.3%で、7年連続で比率は前年度よりも多少低くなってまいりました。

3つ目ですけれども、財政指標を用いての合併効果の検証を行ってまいりました。

ここ南丹市は、実質単年度収支がなんと平成17年度から4年連続赤字でしたけれども、この予算の各部積み上げ方式から枠配分方式に劇的に変え、21年度以降、黒字となり収支改善が図られたということです。

また、22年度以降、繰上償還等などで6.1億円の基金の積み増しもできております。

将来見通しでは、南丹市の市債の発行は30年度までがピークとなり、31年度以降は大きく減少する見込みということでありました。平成29年度からの基金を活用しながら財政運営を進めていく見込みであり、一層の行財政改革の取り組みにより、特に人件費や公債費の抑制を図り、収支均衡を目指していきたいとのことでありました。

また、合併により重複する公共施設の廃止・転用など、効率的な施設の再編も3年間かけて統廃合の検証も行い、取り組みを進めてまいりました。

概要で大変恐縮ですけれども、以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。9番西村社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（西村 武） 皆さん、おはようございます。

社会厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成28年度社会厚生常任委員会行政視察研修報告については、簡潔に行います。

1. 研修年月日、平成28年7月20日、21日、22日。
2. 視察研修先ですけれども、山梨県甲府市、山梨市、韮崎市。
3. 研修委員は、佐々木嘉一、千田正英、大谷貞廣、菅原久和、藤原典男、西村 武。
4. 随行員と致しまして、議会事務局次長伊藤国栄さんをお願いをしております。
5. 研修の内容ですけれども、山梨県甲府市。

市の概要は、甲府市は、山梨県のほぼ中央に位置する県庁所在地で、人口は約19万1,700人ぐらいでございます。面積と致しましては、212.47 k m<sup>2</sup>、高齢化率は25.8%となっております。

研修のテーマと致しまして「障がい者福祉サービスの取り組みについて」。

その内容と致しまして、甲府市では、平成27年度を初年度とする「甲府市障がい者福祉計画」に基づき、各種障がい者福祉サービスを実施しております。視察先である「甲府市障害者センター」は、平成10年4月に開設し、当初は甲府市社会福祉事業団への事業委託形式で始まっておりますが、現在は事業団が指定管理者となっております。当初は、身体障害者デイサービスセンター・知的障害者通所授産施設としてスタートしていましたが、制度改正を重ね、現在は生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型の多機能型事業を一日約60人の障がい者がバスなどを利用して、通所・日中活動を行っております。

当日は、就労移行支援・就労継続支援B型事業の作業風景も見学をさせてもらっております。

次に、山梨県山梨市。

市の概要ですけれども、山梨市は、山梨県の北東部、甲府盆地の東部に位置し、人口約3万6,000人、面積と致しまして289.80 k m<sup>2</sup>、高齢化率は27.4%となっております。

研修テーマと致しまして「空き家バンクについて」。

研修内容は、山梨市では、平成18年9月に県内2番目として空き家バンク制度をスタートさせております。平成18年8月に、山梨県宅地建物取引業協会と「山梨市空き家情報登録制度『空き家バンク』仲介に関する協定」を県内で初めて締結し、地元の宅建業者の協力のもと、事業を進めておるそうでございます。

宅建協会との連携により、効果として、契約が協会側の役割となることから、行政では事務の軽減・リスク回避になり、情報発信に専念できるというような協会ではイメー

ジアップ、あるいは2次的効果が期待できるというメリットがあるそうでございます。

事業実績としては、問い合わせが月平均約60件以上、利用登録者数は441人で、成約件数80件、売買32件・賃貸48件となっております。首都圏の利用登録者が多いことから、移住者も160人ほどで、移住対策に一定の効果が上がっているというようなお報告をいただいております。

本市でも空き家バンク事業を実施する場合の参考になるのではないかと、期待するところでございます。

次に、山梨県韮崎市。

市の概要と致しまして、韮崎市は、山梨県内で北部に位置し、人口は約3万300人ぐらいです。面積は143.73k㎡、高齢化率は26.3%となっております。

研修のテーマと致しまして「健康ポイント事業について」。

研修内容は、韮崎市では、「健康寿命の延伸を目指して～心身ともに健やかに一人ひとりの健康づくり～」を基本理念に、第2次韮崎市健康増進計画を策定し、地域、行政や関係機関等との交流・連携を進め、地域ぐるみの健康づくりを推進しております。

山梨県は、健康寿命が男女とも全国一で、韮崎市は、その中でもトップレベルにあるそうでございます。平成28年4月より、健康ポイント事業をスタートさせ、20歳以上の市民を対象にポイントカードを配布し、健診とウォーキングに応じてポイントを付与し、100ポイントになった場合は1,000円のクオカードを贈呈することとなっております。9月1日から、この受付が開始されるそうでございます。

健康寿命延伸という目的に向かって健康意識を高め、健診受診率向上のための手段として、この健康ポイント事業は、本市でも参考になるのではないかと思います。

なお、詳細については、議会事務局に資料など提出済みでございますので、ご覧になっていただければ幸いです。

以上、社会厚生常任委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。4番小林産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（小林 悟） それでは、産業建設常任委員会の行政視察研修報告を致します。

1. 研修年月日、平成28年7月13日、14日、15日であります。
2. 視察研修先、三重県亀山市、滋賀県甲賀市、滋賀県湖南市であります。

3. 研修委員としまして、鏡 仁志、澤井昭二郎、鈴木斌次郎、伊藤榮悦、菅原理恵子、小林 悟であります。

4. 随行職員としましては、議会事務局主査石川さんをお願いしております。

5. それでは、1つ目として、三重県亀山市。

市の概要であります。平成17年1月11日に亀山市と関町が合併し、新「亀山市」が誕生しました。三重県の中北部に位置しております。面積は190 k m<sup>2</sup>、人口は4万9,554人です。

研修テーマは「観光振興ビジョンについて」であります。

策定の趣旨としまして、本ビジョンは、目指すべき市の観光振興のあり方について基本的な考え方を整理するとともに、基本戦略に基づく総合的・計画的な観光振興方策を位置付けることを目的としています。

ビジョンの計画期間は、第1次亀山市総合計画とあわせ、平成21年度から28年度までの8カ年を計画期間としております。

策定方針と策定体制につきましてですけれども、策定方針につきましては①から④、①として、埋もれた資源の発掘・磨き上げ、②まちづくり観光の視点を取り入れる、③他計画、調査との整合を図る、④市民、団体の参画を得るということであります。

また、策定体制としましては、有識者、観光関係者等からなる策定懇話会、関係職員及び団体、市民等でのワーキンググループをそれぞれ組織し、策定作業を進めてきたとしております。

次に、観光振興に向けた方策としましては、市の地域資源を実感してもらうために体験型・体感型の交流や地域住民と訪問者とのふれあいを大切にした観光モニターツアーの実施や都市部における観光PRや物産紹介等、シティプロモーション活動などを行ってきたということをお話しておりました。

なお、効果が一番感じられた事業としましては、ひな祭りに関するイベントで、毎年2月から3月にかけて「東海道のおひなさま亀山宿・関宿」での町屋90軒にお雛様を展示してもらい、1カ月で約3万6,000人の来場がありました。費用がかからない効果的な手段で、今ではリピーターも増えており、経済効果もあったとのことあります。

今後につきましては、さらなる多様な亀山市の魅力を外部に発信し、来訪動機につながる効果的な手法の検討を行うとしております。

また、平成28年度に策定する「(仮称)亀山市シティプロモーション戦略」のター

ゲットを見据えながら、誘客と観光交流による経済的効果が生まれるようなまちづくり観光事業を展開していくとしております。

現地視察としましては、「関宿」を視察してまいりました。

その中では、長年にわたる町並み保存事業や活動が継続されてきた結果、全国的にも注目され、多くの観光客が訪れるようになったとの説明がありました。

次に、滋賀県甲賀市であります。

市の概要ですけれども、甲賀市は、滋賀県東南部に位置し、大阪・名古屋から100 km圏内にあります。面積は481.62 k m<sup>2</sup>であります。人口は9万1,949人です。

研修テーマとしては「6次産業化の取り組みについて」行ってきました。

甲賀市では、6次産業化総合事業計画の作成を支援しております。現在、市の認定件数は30経営体、法人15、個人13、任意組織2であります。県内で最も多くなっているとのことでした。

6次産業化の目標としましては、現状では、①経営の多角化による新たな収入源の確保、②一農家逸品づくりということでありました。

しかし、これまで計画の認定を受けても実践の程度が様々であったり、新たに取り組みたい経営体の計画樹立が課題となっておりました。そのため市では、普及活動として個別相談の充実、課題に応じた素材、業態等の初期相談、プランナーへのつなぎ等、県の支援制度も活用し、計画の実現や安定経営を目指してきているとのことでありました。

平成28年3月に、これからの6次産業化等を更に推進するための戦略策定を定めるところでありました。

その中では、これからの6次産業化では、生産者と販売者が分業体制を構築すること、また、企業や大学とも連携することも検討することとしております。これにより、市の将来目指すべき方向として、甲賀農産物のブランド化推進、また、以前から学校給食等で機運の高まりがあった地産地消を推進していくということが示されておりました。

現地視察としましては、「農業法人有限会社甲賀もち工房」を視察してきました。

事業に取り組んだ経緯については、すぐれた土壌特性を背景に生産される地域特産物「滋賀羽二重餅」のおいしさを多くの消費者に伝えるため、もち米やもち粉商品の多様化に着目した加工品の開発及び販売を開始したところでありました。こだわりとして、消費者が求める安全・安心・おいしさを追求した商品づくりとのことでありました。

なお、直売所「もちもちハウス」では、米粉めんなどの軽食も提供しておりました。

今後の展開・課題につきましては、今後の展開として新たな販売先の開拓、確保を目指しておりますが、加工販売に対するマンパワー不足、新たな商品開発と採算性・適正規模とのバランス、商品在庫ロスの解消が主な課題となっているとの話がありました。

次に、滋賀県湖南市であります。

市の概要は、滋賀県南部に位置し、大阪、名古屋から100km圏内でありました。面積は70.40km<sup>2</sup>、人口は5万4,930人であります。

研修テーマとしましては「景観計画について」であります。

この景観計画の策定の経緯につきまして、湖南市らしい景観を守り、次世代へ継承するとともに、市民が豊かさを実感できるまちづくりを目指すため、平成25年4月に「湖南市景観づくりの基本方針」を策定しました。

同年10月に「湖南市景観条例」を制定し、12月には景観法に基づく「景観行政団体」になっております。

景観づくりの目標及び基本方針についてですけれども、①風土を構成する自然環境の美しさを守る。②受け継いだ歴史文化が薫る伝統的景観を継承する。③後世に残る美しく魅力的な景観を創造する。④みんなが日々の暮らしの中で「美しさ」を意識する。となっております。

計画の実現に向けましては、具体的な施策実行はこれからになりますが、①景観づくりに対する意識啓発事業→景観づくりに関する情報提供や先進事例の紹介などを行うワークショップの開催。

②としましては、景観形成市民団体の認定→良好な景観形成を目的として活動する市民団体に「景観形成市民団体」の申請を促し、認定することです。

③としまして、景観配慮の指針→建築活動など景観に影響を及ぼす行為に際し、景観への配慮の具体例を示すガイドラインの作成。

これらを総合的に支援する事業を展開し、良好な景観形成の取り組みを推進していくとのことでありました。

なお、策定後に計画、条例だけにとらわれない取り組みとして、「野洲川親水公園魅力向上プロジェクト」と題して下記事業を実施しているとのことでありました。

①公園内のサツキや桜を市民の手で満開に！ということと、②クリーンアップおもてなし活動、③公園内を花いっぱい飾ろう、こういう活動がされております。

今後も、市民も協力し、継続的に取り組んでいくとのことでありました。

参考としましては、景観行政団体とはということを書いておりますので、後でよろしく読んでおいてください。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 各常任委員会の視察研修報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長の行政報告を行います。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成28年第3回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、生活保護に関する訴訟について申し上げます。

既に報道されましたとおり、祖父の自動車所有が許可されなかったことにより、市内の女子高校生が精神的損害を被ったとして、市を相手取り損害賠償を求める訴訟を秋田地裁に起こしたものであります。

本市では、生活保護法の規定どおり事務執行をしており、対応に落ち度はございませんが、今後の対応について弁護士と相談してまいります。

次に、秋田県総合防災訓練について申し上げます。

災害対策基本法並びに秋田県、潟上市等の地域防災計画に基づき、地域住民及び各関係機関の災害発生時の応急対策について、実践的に訓練・検証するとともに防災知識の普及及び防災意識の高揚を図るため、本市他3町の参加のもと、8月21日に秋田県総合防災訓練を実施致しました。

当日は、県知事・県警本部長・陸上自衛隊第21普通科連隊長ほか多数が潟上市役所での「災害対策本部設置訓練」のほか、市内で行われた各種訓練を視察しております。

当日の参加人員は約2,700人で、関係機関約60団体、航空機6機が参加し、16項目にわたる訓練が実施されました。メイン会場である本市では、津波発生時の避難訓練を含め10項目の訓練並びにメルシティ潟上駐車場で起震車による地震の体験、災害時に活躍する関係機関の装備品の展示等を行っております。

関係機関との連携に加え、災害協定による民間企業、自主防災組織など地域住民の積

極的な参加に、各方面から本市への高い評価をいただいております。これを契機に、今後も災害発生時に迅速かつ円滑な避難及び災害緊急活動が実施できるよう、自助・共助・公助の連携による災害応急体制と、自主防災組織の育成等による市民の防災意識の高揚並びに地域防災力の強化を図ってまいります。

訓練に参加、ご協力いただいた市民のほか、関係各位に、心から感謝申し上げます。

次に、防災・健康拠点施設整備事業について申し上げます。

旧八郎潟ハイツ跡地へ整備する防災・健康拠点施設につきましては、現在、施設の設計及び関連業務を進めております。新施設の設計概要等につきましては、まとまり次第、議員各位及び地域の方々へ改めてご説明する機会を設ける予定でおります。

なお、来年度の施設建設着手に向け、本定例会に旧八郎潟ハイツ等の解体工事の予算を計上しております。

次に、駅舎改築事業について申し上げます。

羽後飯塚駅舎の改築につきましては、6月27日にJR東日本秋田支社と工事施行協定を締結しております。現在は、トイレの解体が終了し、JRによる仮設駅舎での営業と既設駅舎の解体工事を進めております。

今後は、12月下旬の駅舎完成に向けてJRが引き続き工事を進めることとなります。工事期間中は、利用者の皆様にご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力のほど、宜しくお願い致します。

次に、飯塚地区自治会館（仮称）整備事業について申し上げます。

飯田川飯塚地区には9自治会があり、地域集会施設は5つ設置されております。そのうち、飯塚駅前自治会と飯塚下自治会は、合わせて約280世帯と飯田川地区の中では比較的大きな自治会ですが、この両自治会が使用している「あかしや会館」は、昭和48年に建築されたもので、43年が経過し老朽化が著しくなっております。

このような状況、また、地域からの要望や地域集会施設は、地域の防災拠点であることに鑑み、羽後飯塚駅の周辺に「あかしや会館」に代わる集会施設となる「飯塚地区自治会館（仮称）」を整備するため、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、「昭和こども園（仮称）」の整備について申し上げます。

昭和3保育園の保護者の皆様へ施設整備に対する要望調査を5月に実施しております。

寄せられた要望ではありますが、園舎については、床暖房や冷暖房の完備、子どものけがの予防対策、2歳以下の子どもと3歳以上の子どもの生活空間の分離などでありまし



た。また、園庭を含む外構整備については、芝生や園庭遊具の設置、プールの設置、防犯・安全対策などでありました。

要望の多くは、設計内容に反映させることが可能でありますので、これらを踏まえ、今後の設計を進めてまいります。

次に、「おいわけ児童クラブ（仮称）」整備事業について申し上げます。

4月より進めてまいりました「おいわけ児童クラブ（仮称）」の建築設計業務が完了したことから、本定例会に建物の建築工事費や外構工事費、また、児童クラブの移転に伴う備品等の関係予算を計上しております。今後も地域の実情を把握しながら、児童保育の充実に努めてまいります。

次に、男女共同参画の取り組みについて申し上げます。

6月25日、昭和公民館において、潟上市男女共同参画宣言都市10周年記念講演会を開催致しました。本市出身で、東京大学大学院教授の小玉重夫先生を講師にお迎えし「男女共同参画と教育改革」をテーマに、女性の活躍推進や労働力の減少問題に直面している今こそ、性別役割規範の意識を問い直すことが求められていることなどが語られました。

当日は、市内外から210人の参加があり、男女共同参画に関する情報や考え方を理解する有意義な講演会となりました。

次に、小動物火葬助成事業について申し上げます。

ペットなどの小動物を火葬するため湖東地区斎場を利用した場合、湖東地区行政一部事務組合管内の昭和・飯田川地区と管外の天王地区住民とでは、使用料金に7,000円から9,000円の格差が生じております。市民負担の公平性確保の観点から、天王地区の利用者へ差額分を助成することで、この格差を解消したいと考えており、本定例会に係る予算を計上しております。

次に、出産祝い金の支給状況について申し上げます。

本市では、4月より第3子以降の出産に対し、出産祝い金を支給しております。7月末現在の支給状況は、第3子が6人、第4子が1人であり、合計7人にそれぞれ30万円を支給しております。

今後とも、多子世帯の経済的な負担軽減と次代を担う児童の健全な発育と福祉の増進に努めてまいります。

次に、子どもの学習支援事業について申し上げます。

本事業は、生活困窮者自立支援法に規定する任意事業であります。本市では7月から事業を実施しております。市内の要保護、準要保護世帯の中学3年生を対象に、学習の場と必要な居場所を提供するものであり、学習支援はNPO法人男鹿潟上南秋教育会館に委託し、中学校区ごとに実施しております。

7月末現在の申込者数は、要保護9世帯のうち4人、準要保護では43世帯のうち13人が週2回のペースで学習に励んでおります。今後も教育の機会均等と学力向上のための支援に取り組んでまいります。

次に、人工内耳用電池購入費助成事業について申し上げます。

人工内耳は、補聴器では聴力改善が望めない重度の難聴者を対象に、耳の中に埋め込んだ装置と外部の装置を連動させて「聞こえ」を補助する装置であります。外部の装置は電池で動くことから、人工内耳装着者にとって電池は日常生活を営む上で欠かせない必需品となります。

本市では、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している要因を取り除き、障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが肝要と考えており、障がい者の社会参加を高める一助とするため、また、日常生活の利便性及び経済的負担の軽減を図るため、本定例会に人工内耳用電池の購入助成費を計上しております。

次に、全国健康保険協会秋田支部との覚書の締結について申し上げます。

潟上市民の健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書を8月3日に締結致しました。これにより、全国健康保険協会秋田支部に加入している潟上市内の中小企業の従業員とその家族など約1万1,000人の健康診断のデータを共有できるようになります。国民健康保険加入者と合わせると約6割の市民の疾病傾向の分析などのデータを共有できることになり、がん検診の受診促進、生活習慣病予防の啓発活動など、市民の健康づくりの推進に資するものと期待しております。

次に、検診事業の進捗状況について申し上げます。

本年度の早朝集団検診は、7月19日で終了しております。昨年との比較では、特定健康診査では74人の増、2,208人、乳がん検診では199人増の816人、また、新規事業の30歳代の基本健診には117人の受診がありました。

今後は、未受診者に対してコール・リコール事業と秋の追加検診を実施し、がん検診受診率の向上とともに、がんの早期発見・早期治療につなげてまいります。

また、予防接種事業では、10月から定期予防接種として、乳児1人に対して3回の接

種を行う「B型肝炎予防接種」が開始されることから、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、稲作の状況については、田植え以降の好天により活着は良好でしたが、6月上旬の低温及び日照不足傾向で推移したことから、穂数は平年並みから少なめに推移しております。「あきたこまち」の出穂は7月31日頃、「ひとめぼれ」が8月4日頃で、平年より3日から3日早い状況となっております。収穫時期は出穂後の気温が高めに推移しているものの、平年並みの9月中旬からと見込まれます。

水稻の病害虫関係は、カメムシは今年も発生量が多めであるため、航空防除後の追加防除の実施を強く呼びかけております。

転作大豆は、播種以降の降雨により一部圃場で再播種を行ったため圃場間で生育のバラツキが見られるものの、発芽は良好で順調な生育となっております。今後は、突発的な大雨に対する排水対策の強化に努めながら、良質大豆の生産に向け関係機関と連携して指導してまいります。

花きの輪菊・小菊については、お盆向け出荷の露地栽培で7月30日から8月6日出荷までピークを迎え、ほぼ予定どおりの出荷となりました。施設栽培についても、ほぼ計画どおりの出荷となっております。販売状況については、7月中・下旬は、やや高めの単価となり、お盆需要の8月からは高単価で販売できております。9月からは彼岸向けの出荷が始まりますので、病害虫被害を防ぐため、防除指導の徹底を行ってまいります。

なお、園芸メガ団地については、お盆向け出荷までの輪菊の施設栽培及び小菊の露地栽培が終了しております。栽培では主な病害虫被害もなく、出荷量については計画どおりとなっており、販売単価については計画を上回る結果となりました。今後も施設園芸の拠点となるよう関係団体と連携して指導してまいります。

果樹の和梨については、春先の好天により開花が平年より7日程度早く進みました。開花期以降は生育が緩慢に進み、初期肥大は停滞傾向にありましたが、7月中旬以降は晴天が続いたため、肥大が順調に進み、主力品種「幸水」の初出荷は8月22日から始まっております。現時点での品質状況についてではありますが、果実肥大は平年並みで糖度も高く、目立った病害虫被害もない状況であります。

野菜類については、枝豆は、高温と日照不足により徒長傾向となりましたが、7月15

日より収穫が始まり、収量・品質とも平年並みとなっております。

夏ネギについては、高温による葉先枯れやべト病の発生により品質への影響が懸念されましたが、薬剤防除の徹底により収穫への影響は少なく、7月上旬から順次収穫・出荷が行われております。また、秋冬ネギについては、高温対策を講じながらも、おおむね生育は順調で、10月上旬の収穫を目標に栽培管理を行っております。

次に、企業誘致について申し上げます。

本市の貸工場となるハウステック工場について、7月15日に所有権移転等の手続きを終え、「株式会社むつみワールド」より正式に引渡しを受けております。また、7月20日には本市への進出が決定しております山本精機株式会社との間で、貸工場の使用貸借契約を締結致しました。契約期間は平成33年7月19日までの5年間とし、これを無償で貸し付けるものであり、現在は、本工場の改修工事等を行っており、12月上旬の操業開始を目指しております。

また、本市の天王地区と昭和工業団地で医療用具製造・販売を行っているフカイ工業株式会社（本社：大阪府箕面市）が昭和工業団地の工場を増設することが決定致しました。設備投資額は約4億5,000万円を見込んでおり、土地の取得並びに工場の建築、機械設備の整備を行い、常時雇用者を新たに10名以上雇用する予定であります。なお、着工は9月下旬で、来年3月末からの稼働を計画しております。

次に、共通商品券発行事業について申し上げます。

本年度の共通商品券発行事業につきましては、潟上市商工会と連携のもと、一昨年と同様の発行額1億円、プレミアム分を10%とし総額1億1,000万円を発行致しました。例年、特定の人による買い占め等が課題となっていることから、本年度は7月5日を販売開始日とし、試験的に引換券を配布する先行販売方式を導入したところ、広く市民の方々よりご購入いただくことができ、引換券方式による販売方法に一定の効果を見ることができました。先行販売期間での販売残については、8月5日から一般販売を行ったところ、即日完売となりました。今後も販売方法等について検討を重ねながら、市民の消費意欲の喚起と地域の景気改善を図ってまいります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

本市恒例の夏の3大まつりは、本年度も好天に恵まれ盛況に開催されました。

8月7日には「第34回飯田川鷺舞まつり」が飯田川出張所前広場を会場に開催されております。若竹幼児教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小学校児童の「子鷺」、

水田の上を舞う様子を優雅に表現した「親鷺」の舞など、猛暑日の中、訪れた観衆を魅了致しました。

「第50回八郎まつり」は8月16日に開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、昭和出張所前広場での八郎龍・辰子龍の双龍の出会いは幻想的な世界を醸し出しました。また、大豊小学校児童による「ヨサコイ踊り」や郷土芸能「新関ささら」の披露など、地域に根ざした夏まつりとして、会場はあたたかい拍手と声援に包まれました。

本市夏まつりの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2016」は、8月27日・28日の両日開催され、市内外から多数の方々が来場されました。

27日の「第11回潟上市盆踊り大会」では、昨年より5チーム多い団体33チーム、うち子どもの部8チームの参加があり、一般参加者とともに幾重にも踊りの輪が広がり、ゆく夏の夜を思い思いに満喫致しました。

28日には、キャラクターショーや芸能ショー、市民の手でつくる企画イベントのヤートセ選手権など、子どもから大人まで幅広い世代が楽しめるイベントが開催されました。また、恒例の花火ショーでは今年も多く企業の皆様よりご協賛をいただき、約5,500発の花火を潟上の夜空に打ち上げることができ、観客からは大きな拍手と称賛の声をいただいております。今後も市民の皆様が参加し、楽しむことができる各種イベントの開催を通じ、活力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、公営企業会計の経営戦略策定について申し上げます。

公営企業は独立採算性を原則としておりますが、人口減少による収益の減少や、施設の老朽化による更新投資の増加が見込まれ、今後の経営環境は厳しさを増していくことが予想されております。このため国では、安定した経営を維持し、計画的に事業に取り組むため、中長期的な経営の基本計画となる「経営戦略」の策定を市町村に要請しております。

これを受け、本市でも水道事業・下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽事業の各公営企業会計で、それぞれ「経営戦略」を策定したことから、議員各位へ配付するとともに、市のホームページで公表しております。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、高校生通学費助成金について申し上げます。

本助成金は、公共交通機関を利用して高等学校等に通学する高校生の保護者の経済的

負担を軽減することにより、子育て環境の整備を図ること及び定住化を促進することを目的に、本年度から助成を開始したものであります。現在の助成件数は169件で、助成額は72万8,300円となっております。

次に、本年度で11回目となる中学生ホームステイ体験活動について申し上げます。

訪問先はオーストラリアで、7月29日から8月5日までの8日間にわたり、市内の中学2年生、計12人が参加しました。訪問先では、ホストファミリーの一員として生活を送ったほか、現地の学校での交流学习を充実させたことにより、国際理解など人材育成が図られたものと思っております。

また、8月18日には、ホームステイにおける個人の研究テーマに基づく報告会が庁舎大会議室で行われ、それぞれの生徒から体験を通して感じたことや学んだことについて発表されました。

次に、中学生のスポーツ活動について、ご報告致します。

全県大会は、天王中学校が柔道男子団体が優勝、個人で優勝と準優勝が各2人、剣道男子団体が第3位、剣道女子個人で第3位が1人、体操女子個人で総合第3位、天王南中学校では、柔道女子団体が優勝、個人で優勝、準優勝、第3位が各1人、陸上女子個人で優勝1人、第3位が2人、羽城中学校では柔道女子個人で準優勝と第3位が各1人など、多くの種目において見事な成績を収めました。

また、東北大会では、天王中学校の柔道男子がベスト8、個人で優勝、準優勝、第3位が各1人、天王南中学校の柔道女子団体がベスト8、個人で優勝1人、更に、全国大会では強豪揃いの中、天王南中学校の柔道女子団体がベスト16、個人ではベスト8と大いに健闘致しました。

次に、成人式について申し上げます。

8月15日に開催しました成人式には、本年度の対象者369人中268人が出席致しました。

式典では、新成人代表による誓いの言葉として「既存の価値観にとらわれることなく、広い視野をもって、仲間との絆、人とのつながりを大切にし、どんな苦難や困難にも臆することなく立ち向かい、目標のために挑戦し続けます」等々、ふるさと潟上への誇りと地域や家族への感謝、そして将来の夢の実現に向け力強く述べておりました。新成人の門出を心から祝福し、大きな声援を送りたいと存じます。

本定例会には、報告として平成27年度潟上市健全化判断比率、平成27年度潟上市公営企業資金不足比率、平成27年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について、議案

として潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）ほか1件の条例案のほか、平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、平成28年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）3件、平成27年度各会計決算の認定と人権擁護委員候補者1名の推薦についての案件を提出しております。

なお、平成28年度の各会計補正予算案については、この後、担当部長から説明させます。また、平成27年度各会計決算については、主要施策成果説明書で説明を致します。

以上が、行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告を終わります。

11時10分まで暫時休憩致します。

午前11時00分 休憩

.....  
午前11時10分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

【日程第5、報告第7号 平成27年度潟上市健全化判断比率についてから 日程第7、報告第9号 平成27年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、報告第7号、平成27年度潟上市健全化判断比率についてから日程第7、報告第9号、平成27年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書についてまでを一括議題とします。

報告第7号から報告第9号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） おはようございます。

それでは、第3回潟上市議会定例会提出議案について、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第7号、平成27年度潟上市健全化判断比率について。

平成27年度潟上市健全化判断比率は、別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

健全化判断比率につきましては、平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき報告するものでございます。ここでは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つについて報告するものでございます。

それでは、3ページをお願い致します。

最初に、上の表の実質赤字比率について申し上げます。

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表わすものでございます。

本市の場合、「一般会計等」と表記するときには、一般会計のみとなります。実質赤字比率は、標準財政規模97億6,468万3,000円に対する一般会計の赤字額の割合であり、一般会計の実質収支額の合計が8億4,203万7,000円の黒字でありますので、実質赤字比率はマイナス8.62%となります。以上のことから、8.62%の黒字額があるということでございます。

次に、下の表の連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率は、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもので、財政運営の深刻度を表わすものでございます。連結実質赤字比率は、標準財政規模97億6,468万3,000円に対する潟上市の各財産区特別会計を除く全会計の赤字額の割合になります。

全会計の実質収支額の合計は16億6,397万円の黒字でありますので、連結実質赤字比率はマイナス17.04%となります。つまり、17.04%の黒字額があるということでございます。

なお、財産区につきましては、市町村とは別の法人格を有する団体でありますので、健全化判断比率の算定には含めないこととなっております。

次に、4ページをお願い致します。

実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものでございます。比率は、平成25年度から平成27年度までの3年間における単年度比率の平均値となります。平成25年度は、表の下段のとおり7.15390%、平成26年度は6.77322%、平成27年度は6.33698%となります。3年間の平均では6.7%となり、昨年度の数値の7.7%に比べ1.0ポイント低い数値で推移しております。



次に、5ページをお願い致します。

最後に、将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、特別会計の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表すものでございます。平成27年度は57.6%となり、平成26年度の59.8%より2.2ポイント低い数値となりました。

これら4つの指標は、2ページの総括表にありますように、早期健全化基準をすべて下回っております。

なお、ただいま報告しました指標につきましては、国・県で現在精査中であり、算定の考え方に変更が発生した場合は、比率そのものが変わる場合がございますので申し添えます。

確定する時期につきましては、国の公表が11月末を予定しております。

次に、議案書の6ページをお開き願います。

報告第8号、平成27年度潟上市公営企業資金不足比率について。

平成27年度潟上市公営企業資金不足比率は、別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

この公営企業資金不足比率につきましても、平成19年度から法律の規定により、報告することになったものでございます。

7ページをお願い致します。

最初に、地方公営企業法の適用企業である水道事業会計について申し上げます。

(3)の流動資産gに貸倒引当金jを足した6億5,307万円から、(1)の流動負債aから控除企業債等b、控除引当金等eを控除した2億5,591万7,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が3億9,715万3,000円のプラスとなりますので、水道事業会計の資金不足はありません。

8ページをお願い致します。

地方公営企業法の非適用企業について申し上げます。

はじめに、下水道事業特別会計についてであります。

下水道事業特別会計の(3)実質的な歳入総額12億8,077万2,000円から(1)の歳出額12億1,628万2,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が6,449万円の

プラスとなりますので、下水道事業特別会計にも資金不足はございません。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。

農業集落排水事業特別会計の（３）実質的な歳入総額１億４８４万４、０００円から（１）歳出額９、６５５万３、０００円を差し引きますと、（６）の資金不足額・剰余額が８２９万１、０００円のプラスとなりますので、農業集落排水事業特別会計にも資金不足はございません。

最後に、合併処理浄化槽事業特別会計についてであります。

合併処理浄化槽事業特別会計の（３）実質的な歳入総額７４５万３、０００円から（１）歳出額６６９万５、０００円を差し引きますと、（６）の資金不足額・剰余額が７５万８、０００円のプラスとなりますので、合併処理浄化槽事業特別会計にも資金不足はございません。

次に、議案書の９ページをお開き願います。

報告第９号、平成２７年度潟上市一般会計予算の継続費精算報告書について。

地方自治法施行令第１４５条第２項の規定により、平成２７年度潟上市一般会計予算の継続費精算について、別紙のとおり報告する。

平成２８年９月６日提出 潟上市長 石川光男

１０ページでございますが、この報告書は、市役所庁舎整備事業及び新庁舎周辺道路整備事業の継続費に係る事業年度が平成２７年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものでございます。

市役所庁舎整備事業の事業年度は、平成２５年度から平成２７年度までの３カ年で、全体計画の総額が５１億４、３２２万３、０００円、実績による支出済額は４９億７０２万１、０９９円で、年割額と支出済額の差は２億３、６２０万１、９０１円でございます。

新庁舎周辺道路整備事業の事業年度は、平成２６年度から２７年度までの２カ年で、全体計画の総額が２億９、３１０万円、実績による支出済額は２億７、８２６万７、２３５円で、年割額と支出済額の差は１、４８３万２、７６５円でございます。

なお、この表の中の実績のところに特定財源の内訳がございますが、ここであります国・県支出金につきましては、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費補助金、県補助金であります。

それから、地方債については合併特例債、それから、その他については新庁舎建設基金ということですので、宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから報告第７号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番。

○3番（佐々木嘉一） 27年度の健全化判断比率について、ちょっと教えていただきたいと。説明があったわけですが、非常に良好な状態で財政運営がなされていると思います。

それはそれとして、当局の不断の努力に感謝するわけでありますけれども、この総括表の中に太字の部分でなくて、標準財政規模につきましてはわかりますが、臨時財政対策債発行可能額ということで5億1,696万6,000円ありますけれども、実際、決算を見ますと、市債で臨時財政対策債は5億1,690万円借り入れしております。実際この臨時財政対策債というのは、国の方でも言うておりますけれども、赤字対策債ということで財政が非常に逼迫した時点で財政運営上、非常に有効な手段であります。こういう健全な、いわゆる9億2,300万円の実質収支に対して差し引き、繰り越すべき財源もありますが8億4,000万円の実質黒字を出しておきながら、うちその臨時財政対策債を借り入れするという事は非常に都合のいい話ですが、この臨時財政対策債の持つ意味というものの、意義というものをひとつちょっと説明していただきたいと思います。いずれ判断比率についてのことについては、先ほど申し上げましたように、大変良好な状態ではないんですが、臨時財政対策債の発行可能額というものについて、どういうふうに算定して、これは判断比率にどういう意味をなすものか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員にお答え致します。

臨時財政対策債の考え方ということでございますけれども、我々解釈しておりますのは、地方交付税そのものの総額に対して、国の方の都合もございませうけれども、それを補うものとしてとらえております。ですから、臨時財政対策債で借り入れたものの100%交付税算入ということになってございますので、100%運用させていただいているということでございます。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 毎年この法律に基づいて、この決算の時期に議会に報告、提示をするという流れになっておるわけですが、実質公債費比率6.7%、合併12年になりますけれども、合併間もない頃と比べれば、もう3分の1、数字だけ見ますと、になっていると。この後、庁舎等の大型事業もやっていますから、ある程度の右肩上がりはあるでしょうが、現実に6.7%というものは、私は相当健全な状態だろうと私なりに推測しま

す。

あわせて、その下段の将来負担比率、これも一体として表れてくるわけでありませけれども、57.6%、ここに記してあるとおり、標準というのは350%と等々からいきますと、私はやはり相当潟上市の財政、あるいはまた事業運営というのは、堅実な中にも固い、固い運用をしているなどということをおは議員の一人として見ていますし、また、その分を評価している一人です。

そこでお尋ねしたいのは、この数字を見てもわからない部分ですが、まず喫緊なところで全県の25の市町村、場合によっては市なら市は12ですか13ありますけれども、そういう中で、決算ですから、すべてこの段階で出ているとはちょっと思いませんけれども、おおむねもしわかるものであれば、どの位置取りにいるのか、実質公債費比率というのはどの程度なのか、将来の負担比率、少なくともやはりその近隣の類似団体である自治体と比べてみて、ひとつ比較検討してみるのが私ども潟上市の財政の健全程度の一つの指標になるのかなと思いますので、もし今日無理であれば後日でもいいですが、これ不確定要素あると思いますよ。今、決算議会、どこの自治体もやっていますから、わかる範囲でひとつお示しをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤 貢） 2番堀井議員にお答え致します。

この数値につきましては、今おっしゃられたとおり、まだ決算確定していませんので、これは男鹿市の方で各市13市のみをちょっと集計したものを私の方で男鹿市の方から提供いただきましたので、その分で今ちょっとまだ順番はちょっと確定してないんですけども、ある程度の数値の方は今ここで報告したいと思います。

秋田市につきましては、実質公債費比率が3カ年平均で11.4%、将来負担比率につきましては91.1%、隣の男鹿市ですけれども、実質公債費比率の3カ年平均で12.1%、将来負担比率が130.8%、大館市は実質公債費比率が10.6%、将来負担比率が87.9%、数値の低い市であれば、鹿角市が実質公債費比率が7.9%、将来負担比率が37.8%という数値となっております。

簡単であります、以上で終わります。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 13市ある中で、不確定要素があって、私申し上げたとおり、今、課長の方からも断って説明ありました。ただ、今説明受けただけでは、この数字をもって、

すべての判断をするということは、これは無理だと思いますが、少なくとも法律によって議会の決算時においてオープンにきなさいと、公開きなさいということ、少なくともこれが健全な、硬直していない財政運営にあるのかどうか、硬直していないのかどうかという判断をする、私は貴重なやはり一つの数値だと思うんです。その点からいくと、今、課長から説明あった中では、全県の中でもこの数字上、一番低い段階だと。低いということは、したがって、非常に固く、そして健全財政が推移されている、保たれているという私ども議会としては判断するわけですけれども、そういう判断でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 判断というのは、我田引水になるので、国の方針というものがありますので、この実質公債費比率については、ご承知だと思いますが、18%を超えると国・県に対して起債を起こすときは協議しなければならない。それ以外については届出だけでいいと。そして、25%を超えると、もう事業をやれないというような国の判断ですので、今6.7%ですので、まだまだ今のところは健全な財政運営と言ってもいいと思います。

あともう一つ、資金不足もありますが、将来負担比率についても、やはり国の基準がありまして、危険水域というのは350%を超えると危険水域になるということで、今57.6%なので、国の基準からいうと、まだまだ安全だと考えています。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、報告第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に、報告第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第8、議案第75号 潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第8、議案第75号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙におけ

る選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

議案第75号、潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市議会議員及び潟上市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

改正の内容についてご説明申し上げます。

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを定例としており、消費税増税を踏まえて限度額の引き上げを行っております。

本市においては、選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成経費に係る限度額について引き上げるものであり、自動車の借入契約の場合、一日あたり1万5,300円から1万5,800円へ、自動車の燃料の供給に関する契約の場合、一日あたり7,350円から7,560円へ、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価が7円30銭から7円51銭へ、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価が510円48銭から525円6銭へ、選挙運動用ポスター公費負担限度額計算に用いる加算額が30万1,875円から31万500円に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 選挙運動に関することについては、私はこれ、条例改正に伴うということで問題はないと思うんですが、一緒に地域公共交通会議委員を今度、地域公共交通活性化協議会委員に改めるというふうな……

○議長（伊藤榮悦） 次。

○ 8 番（藤原典男） いや、提案理由の中では公共交通のことについても述べられているわけでしょう。提案理由としては。

○議長（伊藤榮悦） 今、75号ということですので、次、76号で。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第 9、議案第 76 号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第 9、議案第 76 号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の 13 ページをお開き願います。

議案第 76 号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成 28 年 9 月 6 日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行並びに潟上市地域公共交通活性化協議会の設置に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

改正の内容についてご説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正に伴い選挙の当日、既存の投票区とは別に、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができることとしていることから、「共通投票所の投票管理者」及び「共通投票所の投票立会人」を潟上市非常勤の特別職職員として新たに追加するもの、また、従来個別に規定しておりました選挙に係る特別職職員の報酬について、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律に掲げる額として包括的に規定するもの並びに潟上市地域公共交通活性化協議会設立に伴い、「地域公共交通会議委員」を「地域公共交通活性化協議会委員」に改める

ものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 先ほどは失礼致しました。

この中で地域公共交通会議委員を地域公共交通活性化協議会委員に改めるという内容もありますけれども、これも条例と法律の関係で変わってきていると思いますし、いろいろなこの任務というか会議の中身、会議の委員の数とかも変わってくるのじゃないかなと思いますけれども、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員にお答え致します。

まず、公共交通会議から活性化協議会に変わりましたので、法定ということで、それに伴いまして国土交通省東北運輸局秋田運輸支局の専門監、それから国土交通省東北地方整備局の河川国道事務所長、この2人が今までの委員にプラスという形で、現在、委員の数は21名ということでございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） そうすれば、今までと違いまして国土交通省の職員の方が2名入ることによって、会議の位置付けも大分変わってくると思うんですけども、そこら辺については、どのように位置付け変わってくるのか、お願いします。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 8番藤原議員にお答え致します。

この設置要綱を見ますと、この委員会につきましては、今までも委員会はありませんでしたが、更に今回の交通計画、それを作る段階で法定にもっていきまして、その中で全体の市の計画を作っていくということでもあります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第10、議案第77号 平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について】



○議長（伊藤榮悦） 日程第10、議案第77号、平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。村山水道局長。

○水道局長（村山久尚） 議案書の16ページをお開き願います。

議案第77号、平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金は別紙のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成27年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金1億9,371万2,937円のうち、1億円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すため、議会の議決を求めるものである。

次のページをお願い致します。

内容について、ご説明申し上げます。

平成27年度潟上市水道事業剰余金処分計算書は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分方法について議決をいただくものであります。

未処分利益剰余金1億9,371万2,937円のうち、1億円を今後の建設改良費の財源とするため、建設改良積立金に積み立てるものであります。

参考までに、積み立て後の建設改良積立金の総額は3億516万3,542円となります。残高の9,371万2,937円は、繰越利益剰余金として28年度に繰り越すものであります。

以上でございます。

【日程第11、議案第78号 平成28年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について から 日程第14、議案第81号 平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第11、議案第78号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてから日程第14、議案第81号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第78号から議案第81号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 議案書の18ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱について、ご説明申し上げます。

議案第78号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第78号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,537万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億9,607万1,000円とするものでございます。

4ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

防災・健康拠点施設整備事業は、限度額1億7,540万円に増額し、社会福祉施設整備事業は、1億2,600万円に増額、臨時財政対策債は4億570万円に減額、コミュニティ施設整備事業は、新たに限度額540万円を追加するものでございます。

7ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものを申し上げます。

17款1項1目特別会計繰入金は2,796万6,000円の追加で、後期高齢者医療及び介護保険事業特別会計繰入金でございます。

18款1項1目繰越金は3,038万2,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

20款1項市債は2億6,560万円の追加で、主なものは1目総務債の防災・健康拠点施設整備事業債（合併特例債）1億6,410万円の追加、2目民生債の社会福祉施設整備事業債（合併特例債）1億2,040万円の追加でございます。

歳出予算について、主なものを申し上げます。

8ページをお願い致します。

2款1項9目自治振興費は574万6,000円の追加で、飯塚地区自治会館（仮称）実施設計委託料でございます。老朽化が著しい「あかしや会館」に代わる集会施設を、羽後飯塚駅の周辺に整備するものでございます。

18目防災・健康拠点施設整備事業費は1億7,280万円の追加で、旧八郎潟ハイツの解体に伴う経費で、解体工事1億3,500万円、アスベスト除去工事3,780万円でございます。

アスベスト除去工事につきましては、石綿障害予防規則第9条で規定されております注文者の配慮として、作業を請け負った事業者が石綿による健康障害防止のために必要

な措置をとることができるよう、作業の注文者は労働安全衛生法などの規定が遵守できるような契約条件となるよう配慮しなければならないとされておりまして、これらを担保するため、アスベスト除去工事を分離発注とするものでございます。

3款2項3目児童館費は4,047万2,000円の追加で、二田新町児童館（仮称）の整備に伴う経費でございます。

主なものは、建築工事3,214万3,000円でございます。

9ページをお願い致します。

9目放課後児童クラブ整備事業費は9,399万円の追加で、追分小学校敷地内に、おいわけ児童クラブ（仮称）を整備するものでございます。

主なものは、整備工事8,500万円と備品購入費616万4,000円で、平成29年4月1日供用開始を目指し、整備をするものでございます。

4款1項2目予防費は148万7,000円の追加で、10月から定期予防接種となるB型肝炎予防接種の経費でございます。定期予防接種の対象者は、平成28年4月以降に出生し、1歳に至るまでの乳児が対象となります。

6款1項4目農地費は280万円の追加で、主なものは天王排水機場排水管改修工事272万円で、排水管が腐食しているため、改修工事を実施するものでございます。

10ページをお願い致します。

10款1項2目事務局費は500万円の追加で、児童生徒派遣費補助金でございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書19ページをお願い致します。

議案第79号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第79号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入予算の組み替えを行うもので、国民健康保険制度関係業務準備事業費国庫補助金の交付決定によるものでございます。

次に、議案書の20ページをお願い致します。

議案第80号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第80号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,192万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、一般会計繰出金で、平成27年度分の精算によるものでございます。次に、議案書の21ページをお願い致します。

議案第81号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第81号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,768万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,286万5,000円とするものでございます。

補正の内容は、介護給付費等返還金及び一般会計繰出金で、平成27年度分の精算によるものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ただいま11時52分で、若干早いようですけれども、昼食のために13時30分まで、暫時休憩致します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を再開します。

【日程第15、認定第1号 平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について

から 日程第26、認定第12号 平成27年度潟上市水道事業会計決算の認定について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第15、認定第1号、平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第26、認定第12号、平成27年度潟上市水道事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

認定第1号から認定第12号までについて、当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） お手元に平成27年度潟上市主要施策成果説明書をお配りしておりますが、私から平成27年度各会計決算の概要について申し上げます。

はじめに、一般会計であります。歳入決算額は169億7,604万7,000円、歳出決算額は160億5,228万円、歳入歳出差引額は9億2,376万7,000円で、平成28年度への繰越財源8,173万円を差し引いた実質収支額は8億4,203万7,000円であります。

主な投資的経費は、市役所庁舎整備事業6億2,988万7,000円、道路新設改良事業5億7,302万3,000円、羽城中学校大規模改修事業4億1,797万8,000円、防災行政無線デジタル化事業2億3,369万円等であります。

また、主なソフト事業は、市債繰上償還1億8,994万1,000円、地域住民生活等緊急支援交付金事業1億2,291万9,000円、中学校ICT環境整備事業3,474万9,000円、市制施行10周年記念事業487万1,000円、石川理紀之助翁生誕170年・没後100年記念事業312万2,000円等であります。

続いて、特別会計について申し上げます。

特別会計等の会計を合わせた歳入決算額は98億3,461万5,000円、歳出決算額は94億786万4,000円、歳入歳出差引額は4億2,675万1,000円で、平成28年度への繰越財源3万8,000円を差し引いた実質収支額は4億2,671万3,000円であります。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

歳入決算額は7億6,794万6,000円、歳出決算額は9億336万9,000円であります。

なお、主要成果の詳細については、総務部長から説明をさせます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、議案書の22ページをお開き願います。

平成27年度各会計決算の大綱について、ご説明申し上げます。

認定第1号、平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市一般会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

お手元の主要施策成果説明書の3ページをお願い致します。

一般会計につきましては、イ. 総括であります。歳入決算額は169億7,604万7,000円、歳出決算額は160億5,228万円、歳入歳出差引額は9億2,376万7,000円で、平成28年度への繰越財源8,173万円を差し引いた実質収支額は8億4,203万7,000円でございます。

ロ. 歳入の主なものは、市税が25億6,733万1,000円、地方交付税が64億6,026万3,000円、国庫支出金が18億5,577万1,000円、県支出金が9億1,215万6,000円、繰越金が8億7,198万1,000円、市債が22億4,620万円でございます。

ハ. 歳出の主なものは、人件費が29億179万円、扶助費が25億7,520万5,000円、公債費が16億4,384万5,000円でございます。

また、投資的経費は24億6,287万7,000円でございます。

5ページをお願い致します。

主な投資的経費は、市役所庁舎整備事業6億2,988万7,000円、道路新設改良事業5億7,302万3,000円、羽城中学校大規模改修事業4億1,797万8,000円、防災行政無線デジタル化事業2億3,369万円でございます。

また、主なソフト事業は、市制施行10周年記念事業487万1,000円、地域住民生活等緊急支援交付金事業1億2,291万9,000円、中学校ICT環境整備事業3,474万9,000円、石川理紀之助翁生誕170年・没後100年記念事業312万2,000円、除排雪事業6,541万円、市債繰上償還1億8,994万1,000円でございます。

続いて、特別会計について申し上げます。

議案書の23ページをお願い致します。

認定第2号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の6ページをお願い致します。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額は44億8,693万1,000円、歳出決算額は42億8,566万8,000円、実質収支額は2億126万3,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が6億113万円、国庫支出金が9億163万8,000円、前期高齢者交付金が9億8,436万7,000円、共同事業交付金が9億1,132万円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が26億4,520万2,000円でございます。

次に、議案書の24ページをお願い致します。

認定第3号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の8ページをお願い致します。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億7,984万4,000円、歳出決算額は2億7,818万6,000円、実質収支額は165万8,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億6,032万4,000円、一般会計繰入金が1億1,598万5,000円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金が2億5,461万2,000円でございます。

次に、議案書の25ページをお願い致します。

認定第4号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の9ページをお願い致します。

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定につきましては、歳入決算額は36億5,533万円、歳出決算額は35億701万円、実質収支額は1億4,832万円でございます。

歳入の主なものは、保険料が7億683万6,000円、国庫支出金が8億5,798万9,000円、支払基金交付金が9億4,605万2,000円、県支出金が4億9,364万3,000円、繰入金が5億5,828万4,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が32億7,229万4,000円、地域支援事業費が5,945万

2,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入と歳出決算額は、それぞれ1,137万7,000円でございます。

歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定への繰出金でございます。

次に、議案書の26ページをお願い致します。

認定第5号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の11ページをお願い致します。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億484万4,000円、歳出決算額は9,655万3,000円、実質収支額は829万1,000円でございます。

歳入の主なものは、農業集落排水施設使用料が1,095万6,000円、一般会計繰入金が8,564万2,000円でございます。

歳出の主なものは、農業集落排水費が1,882万4,000円でございます。

なお、平成27年度末の供用開始面積は54ヘクタール、加入戸数は220戸でございます。

次に、議案書の27ページをお願い致します。

認定第6号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の12ページをお願い致します。

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は12億8,081万円、歳出決算額は12億1,628万2,000円、歳入歳出差引額は6,452万8,000円で、平成28年度への繰越財源3万8,000円を差し引いた実質収支額は6,449万円でございます。

歳入の主なものは、下水道使用料が4億4,757万5,000円、一般会計繰入金5億4,656万5,000円、下水道債が1億9,990万円でございます。

歳出の主なものは、下水道未普及地域の解消を図るため、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で蒲沼地区管渠布設工事5,390万4,000円を実施しております。



なお、平成27年度末の供用開始面積は、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で1,238ヘクタール、加入戸数は9,162戸でございます。

次に、議案書の28ページをお願い致します。

認定第7号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の13ページをお願い致します。

合併処理浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額は745万3,000円、歳出決算額は669万5,000円、実質収支額は75万8,000円でございます。

歳入の主なものは、合併処理浄化槽施設使用料が265万9,000円、一般会計繰入金が398万3,000円でございます。

歳出の主なものは、合併処理浄化槽事業費が467万5,000円でございます。

なお、平成27年度末の合併処理浄化槽設置戸数は75戸でございます。

次に、議案書の29ページをお願い致します。

認定第8号、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は407万8,000円、歳出決算額は372万円、実質収支額は35万8,000円でございます。

次に、議案書の30ページをお願い致します。

認定第9号、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は110万6,000円、歳出決算額は88

万8,000円、実質収支額は21万8,000円でございます。

次に、議案書の31ページをお願い致します。

認定第10号、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額が172万2,000円、歳出決算額は73万3,000円、実質収支額は98万9,000円でございます。

次に、議案書の32ページをお願い致します。

認定第11号、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の14ページをお願い致します。

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額は112万円、歳出決算額は75万2,000円、実質収支額は36万8,000円でございます。

最後に、議案書の33ページをお願い致します。

認定第12号、平成27年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度潟上市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成28年9月6日提出 潟上市長 石川光男

主要施策成果説明書の15ページをお願い致します。

水道事業会計につきましては、水道事業収益は5億8,426万4,000円、経常費用は5億2,220万5,000円、特別利益は9万2,000円、特別損失は4,000円で、純利益は6,214万7,000円でございます。

また、資本的収入額は1億4,193万9,000円、資本的支出額は3億7,095万6,000円でございます。

主な事業は、昭和浄水場自家発電設備整備事業でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これで説明を終わります。

【日程第27、平成27年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第27、代表監査委員より平成27年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。

平成27年度潟上市各会計の決算を審査した結果について、委員を代表致しまして報告させていただきます。

はじめに、潟上市一般会計歳入歳出決算と10項目ございます特別会計歳入歳出決算及び法令に定める決算附属書類等の決算審査についてであります。

審査は7月25日から8月23日までの期間、市役所において実施致しました。

審査につきましては、各課から提出された資料をもとに、関係職員の出席を求め、説明を受けながら、その所管にかかわる関係帳簿及び書類等の照合を行い、例月出納検査や定期監査、財務援助団体監査等の結果を参考にして実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつそれらの計数は正確であるものと確認しました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であると確認しました。

更に、基金についても設置の目的に沿って運用され、計数も正確であるものと確認しました。

総括意見と致しまして、日本経済は全国的に景気回復基調が持続しているものの、地域経済の雇用環境や企業経営等は、依然として厳しい状況が続いております。少子高齢化や人口減少社会により、税収入の継続的な伸びが期待できない状況である反面、生活保護費をはじめとする社会保障費等の義務的経費の増加や今後予定されております消費税引き上げを含めた事業費の増加が見込まれ、厳しい状況が続くものと想定されます。

その中で、税収入の確保強化に努めるとともに、限られた財源を有効に活用し、最大限の行政効果を得るには、予算編成時に有効な施策・事業へ配分することが求められます。極端に多くの不用額が発生することは、効果的に予算計上する上で好ましくありません。予算の見積りについては、事業実績や事業計画の詳細に基づき、その精度を高め

るとともに予算の執行に当たっては、これらを更に圧縮するよう工夫を求めるものであります。

昨年5月に新庁舎が開庁となり、本庁方式となってから1年が経過しております。課題である旧庁舎の有効活用について、可及的速やかに実施するとともに公用車の適正な管理、運用など、無駄なく効率的に活用されるよう配備していただきたいと思います。

また、機構改革と職員数適正化計画の推進により、職員一人一人の業務量が増加する中で、収納業務等の類似業務や共通の事務を抱える部門間での連携を密にし、情報を一元化して協力体制を緊密化することが必要です。更に、業務を集約することで処理の安定や業務の効率化、経費の削減などが期待できるため、業務内容を精査していただきたいと思います。

続きまして、平成27年度潟上市水道事業会計決算の審査についてであります。

審査は6月27日に市役所で実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された決算報告書、財務諸表等は、関係法令に準拠して作成されており、当事業の営業成績及び当年度末の財政状態を適正に示しているものと確認致しました。

総括意見と致しまして、損益関係比率を見ると、収益性を示す比率は基準を超えて良好な数字を維持しており、本事業は今のところ安定した経営と確認致しました。

一方、財務比率から判断すると、資本・資産に関する項目は、前年度より改善傾向にあります。また、企業の支払能力を示す流動比率も100%を超えており、短期的安全性は確保されていますが、近年、少しずつ減少しているため、注視する必要があると思われます。

平成27年度は、大崎地区配水施設設備の減価償却の開始と業務委託の件数が多かったことにより、給水単価が再び上昇しています。販売単価も上昇したため、販売利益に大きな変動は見られませんでした。この差が今後縮まると利益が少なくなるため、動向を注意し、必要に応じた対策を講じる必要があります。将来的な安定供給と災害時や緊急時に備えた配水施設等の耐震化や点検を実施するほか、水道設備の老朽化に伴う修繕や更新について、耐用年数を考えながら計画的に実施していただきたいと思います。

水道は、市民生活や経済活動を支える大切なライフラインであります。今後も安全で良質な水道水を安定的に供給していただくために、事業環境の変化や経営に関する課題などに適応しながら効率的な運営に努めるとともに、地方公営企業の本来の目的である

公共の福祉の増進を強く望むものであります。

次に、財政健全化判断比率について報告させていただきます。

審査の対象となります4つの指標の審査結果でございますが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認しました。

すべての項目において昨年度より改善されており、早期健全化基準以下となっております。

資金不足比率についての審査でございますが、各会計における資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認しました。

資金不足比率は、実質収支が赤字ではありませんので、比率はゼロとなっております。

この健全化判断比率が公表されることにより、すべての会計が一体となった総合的な財政運営が求められることとなります。これらを踏まえ、長期的展望に立った健全で安定した行財政運営を期待するものであります。

以上をもちまして審査報告とさせていただきます。

○議長（伊藤榮悦） これで代表監査委員の決算審査報告を終わります。

【日程第28、発議第2号 潟上市議会予算決算特別委員会の設置に関する決議】

○議長（伊藤榮悦） 日程第28、発議第2号、潟上市議会予算決算特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

発議第2号について提出者の説明を求めます。11番戸田俊樹議員。

○11番（戸田俊樹） 発議第2号、潟上市議会予算決算特別委員会設置に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年9月6日提出

潟上市議会議長 伊藤 榮 悦 様

提出者 戸 田 俊 樹

賛成者 菅 原 久 和

賛成者 千 田 正 英

提案理由

予算、決算の議案は、分割審査すべきものでないと解されることから、予算決算特別

委員会を設置して審査するものである。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（伊藤正吉） 予算決算特別委員会の質疑の範囲についてお伺いしたいと思いますが、この特別委員会においては、当局の出席者が三役とか、あと各部課長が出席と思われまけれども、ということは予算の採決と決算の認定するためには、これだけは聞かなければならないというような款と項の部分だけの、原則として款・項の部分だけの質疑と解釈してよろしいでしょうか。お伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 予算、決算に関して議会の議決を求めるものは、款・項の2つということですがけれども、目・節については、どうしても聞かなきゃいけないと理由があるわけですから、それらについては予算決算特別委員長の判断で議事整理されると、こういうことでございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 今までの予算の付託、常任委員会に対する付託、これが提案理由にもありますけれども、予算・決算の議案というのは分割審査すべきものではないと解されていると。まず、この根拠をひとつ明確にお示しをしていただきたいということが一点。

今この提案理由のもとで新しい審査の、制度化するわけでありまけれども、潟上市になって12年になりますが、今まではそうすれば、この提案理由からいきますと、法律に違反をして我々議会が予算の審査、決算の認定審査をしてきたということになるのかどうかに対する見解。

それから3つ目は、別紙という形で2ページにわたって書いてありますが、実質、常任委員会の審査とどこが変わるのか、さっぱりわかりません。分科会という形のがみというか衣はちょっと変えたんですが、実質、常任委員会における分割審査でしょ。分科会になることによって、どこが違うんですか。それを明解にひとつお答えいただきたいと思います。

まずこの3点について。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 予算・決算について、従前、付託をするというその根拠は、潟上

市議会においては、これまで予算・決算の議案を各常任委員会に分割付託してきた経緯がございます。しかしながら、地方自治法第109条、委員会の解説や行政実例（昭和29年9月3日）でも示されているように、予算・決算の議案は不可分のものであり、2つ以上の委員会で分割審査すべきものでないと解されております。このことから、今回、予算決算特別委員会を設けるということとでございます。

それから、従前のものが、やり方が違法といいますか脱法といいますか、そういうふうに判断されるかということとでございますけれども、その時宜において、そのように解釈してきた結果は、これをさかのぼって違法とか脱法的だということには、ならないのではないかとというふうに、今までの議会改革委員会の中でもそのように話はされてきておりますので、ご理解をいただければと思います。

それから、分科会に付託されて目・節までも説明を受けながら款・項の決定をするためには、常任委員会での審査を更に分科会という名称を使ってやらざるを得ないと今回のこの案を出す段階での改革委員会からの話と、それから事務局と当局との・・・・・・した結果、このようにすべきだと。そして、他の全県の予算決算特別委員会を設けておるところについての勉強会もしながら、このように決定をされたということとでございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 今までのプロセスといいますか、経緯を見ますと、たまたまと言えれば大変恐縮なんですけど、戸田議会運営委員長が議会運営委員会を司ると、まとめるという立場で今、発議されたと思うんです。今まで、まずこの制度をまず変えるということと、どういうプロセスを経てきたのかということなんです。改革委員会、前は藤原委員長のもと、2年の交代で今度は佐々木委員長というようなことで、盛んに男鹿市に学んだり、いろいろやってきたということは、客観的に私見ていますけれども、やはり議員が19分の1という立場からいきますと、こういう制度改革と、今、戸田委員長がおっしゃるように、地方自治法の109条というものが根拠、論拠になって変えるんだと言いつつも、実質12年間が何の不都合、また、違和感もなくやってきているというこの現実の重さ、ときどきの、時宜における判断だという今答弁ありましたけれども、時宜の判断でできるものであれば、今ここで変えなきゃならない根拠というのは何なのかなと。明確に法律違反だということになればやりますけれども、今、委員長の答弁だと、時宜のときどきの判断でやってきたんだと。それもまた法律109条に何ら抵触しないと言う

ならば、今むしろ会期を四日延ばし、もう前のめりに、例えば決算は四日、予算は三日、6月・9月は二日ということで、ありきの中で、もう日程すら決めていくと。私はやはり、これが潟上市の市という財政規模の議会に合ったやり方なのかどうか。もっとひねるとすれば、例えば大綱質疑というものも、このちりばめられておりますけれども、こういう中できちっと分割付託だけの109条に抵触するということを回避するとすれば、こういうものにもう少し知恵を出してやっていくとか、これ実質、常任委員会の審査と何ら変わりませんよ。ただ、分科会というものが経ることによって、同じような報告が2回やられると。そして、全体的な質疑も許されないということになりかねないんですよ、これ。ですから、どうも私は解せないものがあると。しかも、今まで何年も積み上げてきたという今説明でしたけれども、なぜこの年度途中で、今ここでやらなきゃならないのか。私やはり、百歩譲っても、やるとすれば少なくとも19人が何回かやはり共通認識持てるようなプロセスをきちっと踏むこと。他市の例も出ましたから、県南、県北、中央でもいいですよ。他市の実態も見て、必ず功罪あると思うんです。プラス、あるいはデメリット、メリット。そういうものを19人が19分の1の割合で、きちんと確認をし、そして、これはやはり109条もあるし、今まで適時の判断を乗り越えてもやらなきゃならないという熟議をしてから私はやるべきだと思うんです。しかも、この年度の途中からやるというのが、どうも私は、その今までのプロセスが少し荒削りすぎるということとあわせて、今ここでやらなきゃならないことなのかなと。もう半年きちんと共有を深めて、その上で年度当初からやるということで私は十分その効果なり目的は果たせるんじゃないかと。109条云々じゃ、時宜を得てやってきているんですから、12年間。はっきり言えば、もう町村の時代から何十年も続いてますよ。ですから、そこら辺を思うときに、どうも一回の、5月17日の当局招集の全協のときに、一番最後段に、ちょこっとその説明を加えた。そして、藤原典男議員ただ1人聞いていますよ。さっぱりわからないなということを持ちながら。あと、その後1回の会議も開かないで、気付いてみたら改革委員会から、これ何の権限と何のルールに基づくものなのか、議長の職権なのかわかりませんが、議会運営委員会に、言ってみれば丸投げされていると。そして我々に対して、言ってみれば、これに従えということの、今日これこのメンバーね、菅原議員、千田議員も議運のメンバーでしょ。みんなで渡れば怖くない的な発想でやってくるという、私はね、やり方、この間、会派代表者会議のときも、それぞれ異論出ましたよ。この進め方、制度について、熟知していないという声もありましたよ。議長



は一貫して、今までも吸い上げてきたし、あるときはやはり決断をしなければいけないということを書いてました。それも私、わからないわけではありません。議会のリーダーとして。しかしながら、完璧なものとして、やはり後顧の憂いを残さない、議会のやはり歴史にきちんと刻んでいくためには、私は年度当初からやって、もっと19名がこの制度のやはり内容を熟知する、それからやった方がいいんじゃないかなと思いますよ。期せずしてあれでしょう、午前中に、例えば設置も決まっていけないのに、その委員会に付託するという議長の裁きがありましたよね。まずね、私はそういうふうに取りました。そのことは、今、発議している戸田議員も、これ本会議でやらねで、どこでやるんだというニュアンスがありました。ですから、それだけ統一されていないということの証左なんです。私に言わせると。ですから、ここ、発議された戸田議員、例えば議運の委員長という立場上、今、少なくともそういう立場でやっていると思うんですが、もう少し、ここで止まる勇気というか、後転するなって言ってませんよ、いずれやってもいいんです、109条の回避と。もう少し共通認識をして、そして来るべき年度変わりのときにきちんとやる、それがやはり議会のものの決定の王道じゃないですかと私はそう申し上げたいです。そのことについて、ちょっとウイングの広げた議論になって大変恐縮ですが、発議者である戸田委員長、どうですか。本音のところでお答えください。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） この議会改革推進会議で過去もう既に3年間、審議に入ってきております。途中で藤原委員長から佐々木委員長に交代しておりますけれども、我々が議会基本条例を策定した段階において、既に議会改革をする時点で、この予算・決算の委員会を立ち上げなきゃいけないという声はあったと私も記憶しておるんですけれども、年度途中でやらざるを得なくなったということについては、それはそうかもしれませんが、会派代表者会議での説明、それから予算決算特別委員会を作るということでの議会事務局と当局との・・・・・・をし、今日提案させていただいた議会運営委員会としては、会派の皆さんのご意見では……

（「・・・・・・していません。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） まず、いいんです。黙ってください。

（「当局との・・・・・・をしてません。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 発言を、ちょっと謹んでください。

どうぞ。

○11番（戸田俊樹）　そういうことで、今回は、このところで議会運営委員会としては、委員の中から各会派の皆さんの理解がまだ得られない部分があるという意見は出ております。

しかしながら、ここへきて来年度、要するに平成29年の3月定例会からかという話は、この段に及んではちょっと無理ではないかと。何とかここから始めて、より良い方向性を研究しながら進めようと、こういう話し合いのもとで、じゃあ発議第2号として議会運営委員長が提出者、更に2名の賛成者という形をとりました。

議会運営委員会としては荷が重かったんですけれども、全会一致ということでございますので、ぜひ堀井議員には、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦）　2番。

○2番（堀井克見）　戸田委員長の立場、それから今のご答弁、大変誠実にご答弁いただきました。感謝します、これは。

ただ、今気になったことは、当局との・・・も終えておると、戸田委員長はそうおっしゃった。しかしながら、議長から発言を今とめられましたけれども、当局の代表である石川市長からは、いや、・・・なんてしてませんよと。恐らく一方的な、議長とか事務局が行って、一方的に、こういう動きがありますよと、議会としては。審査制度を変えますと。その説明を聞き置くと、ああそうなんですかという程度の向き合い方とか接触はあったのかなということを推察できます。しかしながら、二元代表制の質疑を深めていって成果を出すというもの、改革の定義というのは、そういうことですよ。前に進めていって成果出ないものを改革と言いますか。一方の、二元代表制の当局が聞き置いただけで、まだそれに対する本当の意味での本音を向き合って語っていないということ、今むりむりやるということに、結果的になるんですよ。今これに変わることによって、今、言ってみれば今議会、今場所からやるわけですが、これあれですよ、新しくやるときは試行錯誤もあるでしょ。いろいろあると思うんですが、当局がそういう姿勢、一方にしている。議会だけが、私から言えば、ちょっと前のめりな方向。やはりこういうものは、議会議員がやはり市民負託を受けて議席について、できれば19分の19で、よし行こうとなるのが私は王道だと思いますよ、これ。しかもその議会運営委員会に途中からいったと。何で改革委員長が、必要であれば、隣の委員長が、むしろ発議

をして、我々は引き継いだって言ったって、これ継続の建前から言って引き継いだと。こういう、縷々こういうプロセスがあって、もうここまできて、もう熟して、熟議をしてやるんだということを、本来であれば改革委員長が堂々とここで打ち上げるべきですよ。それが、一聴を絡めて、それで議運にいったと。これ、改革委員会のあれでないですか、答申というのは議長にいくんじゃないですか、まず普通。でしょ。そうすれば、議長がどういうルールと権限において議運の委員長の方に、言ってみれば付託したというか、諮問したんですか。その中で、たまたま当局との1回の・・・・・・があったと。そういうことでお互いにやはり、疑心暗鬼という言葉が当たるかどうか、いわゆる理解度が深まっていないということよ。で、やっちゃうと。少なくとも議会改革というのは、どのメニューもそうなんです、やはり新しい時代に即した、時代を先取りしていく、改革進んだものを出していく、そして時代に合った成果を出す、この担保がなければその意味ないですよ。私はそう思う。ですから、どうも今、石川市長のちょっと発言を聞いてみても、戸田委員長が今までのプロセスを経て発議したということとの、私はやはり温度差というか、かみ合っていないということは、否めないと思う。ただここで、今、発議ですから賛否を取って、頭数さえ揃えば、この制度をとるということですよ。そして、今後、今設置されれば正副委員長互選をしてやっていくと。どなたが選ばれるか、ゆめゆめ私わかりませんが、そういう余りにも先が見通せない形での大きな制度改革。12年間に及んだものを乗り越えて、109条にあわせながら進むという核心が見えてこないということを私今強く感じていますから、戸田委員長云々じゃなくして、議会というのは、やはり万機公論に決しながら、きちっとやはり限りなく19分の19を反映させるような、少なくとも会議の制度というものは、私はやはり委員長のみならず議長ね、これが基本だと思いますよ。ですから、今、頭数でどうなるかわかりませんが、このことは議員の一人として、私一人であっても、果たしてこれでいいのか、途中からこういうものを登用していいのかということ、一つの問題提起として、声を大にして申し上げたいと思います。もし戸田委員長から、発議者としてお答えがあればいただきたいし、なければ私これで終わります。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 堀井議員から多々ご質問、ご意見、それから今までの経緯についての指摘を受けました。

議会運営委員長としては、議長からこのことについての取り計らいを諮られたわけで

すので、議会運営委員会としては粛々と意見を聞きながらまとめ上げました。

これが先ほど、委員会としては事務局が当局との少しい情報の交換はあったということとは聞いておりますので、・・・・・・という言葉が行き過ぎだとすれば、それは削除しても結構です。ただ、議長権限の中でこの議会改革推進会議で決定した方向性を文書化して進めてきたと、こういう経緯でございますので、ぜひご理解をいただければと思います。賛否を採るということは、あとは議長判断でございます。

以上です。

(「一応3回なりましたけど、もう一回だけいいか。」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) いや、これまずね、私の方から、私が議運の方にも諮問をしたので、それなりに議長としてのやはり考え方を述べたいと思います。

まず、私も議会改革の委員としてずっとやってまいりました。そのときに前提となったのは何かということは、先ほどお話しましたように、自治法の109条、これにまず合っていないと、これがまずそういうことが一つです。それに乗かって決算委員会については、私たちが議会の方でいろいろと調査をし、あるいはそれなりに議会の方に、他の議会の方に行ってやってまいりました。ほかの方のところでは、まずは109条に違反するようなことは、やっていなかったという事実です、まず第一に。それで、じゃあ振り返ってみて、潟上市の議会はどうなのかというときに見たときに、分割付託をやっていたと。これを堀井議員から言わせると、十何年もやってきたのに何で今頃そういうことをやるのかと。しっかりしてやってくれと、こういう意見だと思いますけれども、やはり分割付託をしたところの弊害がやはり出ていたということです、議会の中で。どういう弊害かという、これは、例えば総務文教常任委員会、あるいは産業建設常任委員会、それぞれのところで、これについては産業建設常任委員会だと、だからここでは答弁というか、そういう質疑をしないというようなことが現実問題として起こっていたわけですから、そういう弊害がちゃんとあると、ちゃんと審議もできないというような状況があつて、そして私たちも、やはりこれはきっちりと審議、こういうふうないわば改革案という形で、そして前に進んでいくと。過去に12年間そういうことをやってきたから、これを改める必要もないんじゃないかと。しっかりやって、ほかの方も聞いたり行ったり研修したりした方がいいと。もうそれについては、かなりの部分、研修、議員全体で行ったことはないかもしれないけれども、かなりの研究をしてきたと。全県の資料ももらったと。こういう前提に基づいて、そして私たちはそういうことで、一応ま

ずとにかく前に進んで、そしてそういう方向性をしっかりと確認して、そしてやってきたわけでしょう。何も議員の方に全く何もこういう改革のプロセスを話をしなかったということもないし、やはりプロセスはある程度しっかりと踏んできた。そして私としても、とにかくこれは前に進むと、そういうふうな議会も、そのほかにやはり委員会、委員会で付託されたところでも、いわば討論をする、その議員たちで話し合いをする、こういうことも行われてきているし、そういうステップ、ステップでやはりやって、前に進んでいく、これがやはり議会として、それをみんながやはり理解しながら前に進んでいくということ、これはやはり大事じゃないかということで、私は前から3月でやりましょうかと、あるいは次にやりましょうかとか、そういうことも話されてきたんですけども、実際は当局との話し合いもしなければいけないからということで、当局との話し合いもしたときに、じゃあそれそういう流れがあるので、9月議会から始めましょうかというようなことがありましたし、私もそういう考え方を前に持って、前に向いて進んでいくと、こういう考え方をしっかり持ってたので、そこでこの際、議会運営という要になるところ、議会の運営する要のところ、やはり勧告をというか諮問をして、そして皆さんのご意見をまとめて、そして前に進んでいきたいと、こういうことで私はやってまいりました。堀井議員の意見もあるかと思えますけれども、私はやはり、今、前に向くときは前に、皆さんの協力を得ながら前に進んでいくこと、これがやはり議会としてベストな状況じゃないかと、こういう考えでおりますので、何分宜しくご理解いただければありがたいと思います。

（「発言はだめですか。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦）　ここまできたから、もういいと思います。

（「もう許さない。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦）　いいと思います。

ほかにありませんか。8番。

○8番（藤原典男）　堀井議員の方からも私の名前出ましたので、ちょっと私もこの委員会を設置されることに対して、いろいろなことを発言してきましたけれども、改めて今回、特別委員会、今日提案ということなので、提案者に対して質問したいと思います。

と言いますのも、ほかの市町村でどういうふうに行っているのかということをお聞きしたいので、知りたいので、議会の皆さんで2つか3つぐらい、ほかの市町村も見るといふことも提案してまいりました。ところが、もう1回きりで、この前の会派代表

者会議の中で変更の中身を言われたきりで、それでまた今日見たら、また内容が変わっているわけです。私はその前に、やる前に全員を呼んで、全員協議会で再度徹底するべきだということをお話しましたがけれども、なぜそういうことができなかつたのかという点が一つ。

それから、この特別委員会を作っても、当該する分科会の委員は、その特別委員会では発言できない、質問できないということが確認されてきたわけでしょう。私はそれはだめだというふうに発言してきましたけれども、これを今回見ますと、その中身が入っていないということですから、それはあれでしょう、特別委員会であれば当該の分科会の委員であっても自由に発言できないと特別委員会じゃないので、それはやはり認めるべきじゃないかと思います。

それから、この前の会派代表者会議の中では、委員長、副委員長の任期は2年とするということが提案されておりましたけれども、今回のこれを見ますと、任期については何も書いていないということ、これ変更になっていますね。こういう変更が、やはり会派代表者会議の中でのその後の変更があれば、やはり全員を呼んで、こういう内容だということ全員に徹底するべきだと思うんです。それで、この会派代表者会議の中では2年とした任期を、今回、任期については何も書いていないので、そこら辺の考え方、どうしてこういうふうになったのか、以上3点について提案者の方からお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 質疑が、自分の所属する付託された案件以外のところについては質問ができないということについては、従前そのようにしてきているわけですので、それは踏襲しようかなと、こういうふうなことで考えます。これを認めますと、分科会や各常任委員会に入った場合、非常に何というんですか、行ったり来たりすると、そういうことを避けようということがあると思います。

それから、委員長、副委員長の任期については、議員の任期は4年なんですが、2年に各常任委員会を変えるわけですけども、この予算決算特別委員会というものについては、その都度、委員長、副委員長を決定するというのは、今回は予算決算特別委員会なんですが、あとの3定例会は予算委員会のみでございます。そういうことから、その都度選んで、再任は妨げないとする、最長4年ということではなくて2年くらいの中での8回の定例会でそういう形になるのではないかと思います。そんなことから、ぜひ

ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○ 8 番（藤原典男） 聞いていることに答えてない。何で全員協議会やらなかったのか。

○ 議長（伊藤榮悦） 11番。

○ 1 1 番（戸田俊樹） なぜ全員協議会を開催し、周知徹底をされないままに議会運営委員会に諮問し、議会運営委員長が提出者になったのかと、こういうことについて、これはもう私の議会運営の範ちゅうを超える、議会を整理する議長にあると思いますので、全員協議会を開催しということになると、最初の一の一から始めなきゃいけないということになったのではないかと思います。

○ 議長（伊藤榮悦） 議長の方からも説明します。

まず、この発言については、ただいま議会運営委員長から話されたとおりでございます。

それから、任期については、これは先ほど議会運営委員長から最初に話されたときの中身に、そういう答えが出ております。これは任期については、今、議会運営委員長から話されたとおりでございまして、これは何年とかというのが書かれておりません。書かれておらないので、私どもは、私どもというより私は今これから新しい特別委員会というのが、特別委員長、あるいは副委員長が選任されるというときに、これはやはりそれなりのことを話をしながら、皆さんとともに、議長にお任せするとか、あるいは一回ごとにこれを変えるとかということは、お話をしていきたいと考えておりました。

あともう一つ、私は確かにこのプロセスにおいて、この全員協議会というものを開くという時間的なものは、ちょっとなかったと思いますけれども、そのプロセスの中で皆さんに説明文をずっと細かく皆さんに出しておりました。そんなに難しい中身でもないし、それから、今までとそんなに変わっている状況でもないのに、賢明な皆さんから見れば、これはもう十分に私はわかっていると理解していると、こういうふうに私自身勝手ながら理解をしたということかもしれません。しかしながら、中身を見てみると、今までとそんなに変わっていない、やはり先ほど話したように、常任委員会に付託されたその中身が、そういうことがあったということとか、やはりいろいろな109条に違反するという状況下の中で、全県的な流れはそういうふうになっているという全体を考えれば、やはりみんな、確かに言ってしまうと全協をやらなくて、皆さん、俺たち理解しないままにやっているということをおっしゃれば、それはそれなりに一つの考え方で、私

はできれば早くそういうのはやってもらえれば、いけばよかったとは思ってます。しかしながら、それを乗り越えて、私はあの説明文をきっちりやった時点で、これは賢明な皆さんは十分に理解できる内容だと私は思っておりました。そういうことで、少し手落ちがあったのかどうかということは反省に値するかもしれませんが、私はやはりこの場において、どうしてもこの今までの懸案であったものを、きっちりとこの議会の中で前に進めて、そして皆さんとともに前向きに一生懸命議論もしながらやっていきたいなど、こういうふうに考えております。

8番。

○8番（藤原典男） まず、私質問したのに対して答弁していない部分もありますね。ほかの市町村がどういうふうに来てきたのかということ、早い時期にお話してきながら、議長を含め議会改革とか、そこら辺は十分に勉強したと思いますよ。私方、全然わからないものね、そういうことは。自分方の頭で、こういうふうになれば簡単だとかいうふうなことを言っても、我々議員一人一人はそういう場がなかったわけでしょう。だから、これからもいろいろなことがありますけれども、こういう変更の場合には、やはり各議員に対して、ちゃんと徹底していくと、話を聞いていく、そういう場を私はもっていくべきだということ、をまず一点指摘したいと思います。

それから、全員協議会の中で2年間の任期だということ、をまずお話しされましたけれども、内容については、こういうふうに変えるということはわかるが、なぜ変えたのかというところの答弁がないわけでしょう。

それから、あと特別委員会では、該当するその分科会の議員の方は質問できないとなれば、特別委員会での十分な質疑とか答弁はできないということになると思いますよ。従前からどうのこうのじゃなくて、特別委員会の中で、どの議員も全員が平等に発言権を持って質疑をしないと、ちゃんとした報告にならないでしょう。だから私はそこを指摘したいということで、もう一度答弁お願いしたいと思います。従前からあるとか、そういうことの問題じゃないと思いますよ、私は。

○議長（伊藤榮悦） まず、今の終わりの方ですけども、委員長よりも私の方からお答えします。

これは、しっかりと細かいところまで、節まで、これは分科会で質問できるんですよ。分科会で……

（「議長」の声あり）



○議長（伊藤榮悦） ちょっと待って。

（「あなた答弁する場面でない。あなたの思いを述べる場所でないんだ、そこ。会議規則調べてみたら、発議者がすべて答えることになって、あなた会議ルールも逸脱していますよ、私から言わせますと。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） いや、ちょっといいです。はい。

（「これはあなたの思い、発議者に質問している。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） わかりました。

戸田議員、答えられる場合は答えてください。11番。

○11番（戸田俊樹） 任期を2年ということ、さきにどこかの場所で聞いているのに、なぜ任期は不特定なのかということ、男鹿市の場合は4年と決めているようでございます。しかし、それはいかななものかということ、予算特別委員会と予算決算特別委員会とあるわけですので、その都度変わるということもありますので、再任を妨げないけれども、その都度、委員長、副委員長については選出していこうと、こういうことで議会運営委員会で話し合わせ、全会一致でそのように決まりました。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 所管の発言。先ほど答弁したのと、どうですか。

○11番（戸田俊樹） 先ほどは、分科会において目・節については十分お聞きすることができるし、当局も十分説明をされると。それを予算決算特別委員会の中で目・節までいろいろ担当のところについては聞かれないということは、やはりちょっと今までの従前の方法とは、考え方が違うんじゃないかと。それこそ今までができないのを、これからできるということは、ちょっと違うんじゃないかと。ただ、議会運営委員会の中で出なかったのは、最終の総括質疑というものが特別なかったんですが、最終日の一日前にその辺のところについてのことは質疑応答はあるということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。8番。

○8番（藤原典男） ちゃんと聞いているのに、私はしっかりした答弁じゃないと思うんですよ。なぜその特別委員会の中で当該する、私、節とか目とかそういうことを聞いているんじゃないですよ。大まかなことでも、やはり特別委員会だから特別委員会としての議員としての発言権ということで私聞いているんですよ。答弁なってないですよ。

以上でまず終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質問ありませんか。

（「議長、当局、当局って2回言ってるから、私の立場で述べた  
いんですけど。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） ちょっと話……

（「当局と……をしたと2回言っております。違うって。」  
の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午後 2時39分 休憩

……………  
午後 2時50分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。9番。

○9番（西村 武） ただいまの議論を聞いていますと、この当局との……、そう  
いう……、そういうものが議会運営委員会では確かに我々に対しての質問に対し  
てはしたと、了解を得たと、こういう話でしたけれども、ただいまこの議場で聞いてい  
ますと、当局と全くそういう……がないと、そういう発言もありますので、我々  
としては、本当にまだこの今の特別委員会、じゃあどうなるんだと、はっきり言って理  
解できないわけです。ですから、もう少しやはり来年の3月の議会まで延ばした方がい  
いんじゃないかと。任期のことだって同じ、先ほど藤原議員が指摘したように、当初の  
任期は2年と書いていました。要綱の2番目のところに。ところが今回は、その都度そ  
の都度変えるというようなことで、ほかの議員は何もこのことはわかっていないんです。  
議会運営委員会だけしかわかってないんです。じゃあそれは何で、その原因は何ですか  
と聞いたら、当局との……の中でこうなりましたと、こういう説明でしたので、  
やはり少し違うんじゃないかなと思いますので、私はやはり今回は、この特別委員会、  
もう少し検討して、3月まで延ばした方がいいんじゃないかと、このように思います。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 西村議員は、議会運営委員会の委員でございまして、先般の議会  
運営委員会において、この件については再三ご意見があるんだということを申されて  
おったんですが、この当局との……という言葉は私は先ほど撤回をすと言って

おりますので、それはまずご理解をいただいて、事務局から議長案について報告をしながら進めてきたと、こういうふうに議会運営委員会では確認したわけでございますので、来年の3月定例会からやろうという西村議員の今の立場では、それは無理だと私は思います。

以上、宜しくご理解をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） なければ質疑を打ち切ります。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。議案第77号から議案第81号までについて、及び認定第1号から認定第12号までについては、予算決算特別委員会へ付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号から議案第81号まで及び認定第1号から認定第12号までは、予算決算特別委員会へ付託することに決定しました。

ここで予算決算特別委員会の委員長及び副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 3時27分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算決算特別委員会の正副委員長が選出されましたので、報告致します。

委員長、3番佐々木嘉一議員、副委員長、17番伊藤正吉議員。

以上のとおり決定しました。

また、予算決算特別委員会は、9月13日及び27日に開催される旨、通知がありましたので、あわせて報告致します。

【日程第29、同意第4号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第29、同意第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

同意第4号について提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第4号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 鴻上市昭和豊川竜毛字塩辛田26番地

氏 名 川 上 孝

生年月日 昭和23年11月12日

平成28年9月6日提出 鴻上市長 石川光男

提案理由

平成28年12月31日付けで人権擁護委員の川上 孝さんが任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由でありまして、川上さんの略歴についてはお手元に示しておりますが、大変人権擁護委員に詳しく、まじめな方でありますので、ぜひ再任をしたいと思いますので、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） 同意第4号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第4号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

【日程第30、陳情第8号 中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情】

○議長（伊藤榮悦） 日程第30、陳情第8号、中国共産党政府による法輪功迫害の停止と、臓器の強制摘出の停止のため日本政府の正義の行動を求める意見書に係る陳情を議題とします。

陳情第8号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり社会厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号は、陳情文書表のとおり社会厚生常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、9月9日金曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

---

午後 3時31分 散会

